

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問する前でございますけれども、台風13号が九州に今夜未明に上陸というふうなことで聞いておりますが、被害が最小限に食い止められるように、また、私としては、九州から遠ざかることを望んでいるような次第でございます。

今回の質問内容は、市民病院の職員の処遇について、次に、入札制度についての2項目を質問させていただきます。

最初に、職員の処遇を質問するようにはしておりましたけれども、入札制度を先にさせてもらって、そして、その後、職員の処遇を後にさせていただきます。

それでは、入札制度が厳正、公平、公正に行われているか、質問いたします。

武雄市の建設工事入札参加者の資格に関する規則で、建設工事施工能力基準表があると思いますが、基準表の等級について、まず最初に質問をいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

おはようございます。お答えいたします。

まず、業者選定におきましては、施工能力等級基準というのを採用しております。これは、県において企業の施工能力を客観的に査定されまして、総合的に点数化を行い、評価したものでございまして、特A級、A級、B級、C級及び級外がございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

今、特A級、A級、B級、C級、級外と等級があると説明を受けましたけれども、また、種類には土木工事一式とか建設工事一式、舗装工事一式、電気工、管工、それから、鋼構造物一式、造園工事一式、その他の工事一式と、このように区分をされていますが、その中の種類では土木工事一式について、等級ではC級、級外について、そして、私の質問は、C級、級外の関連についてお尋ねしてまいりたいと思います。

そこで、まず、基準表の請負額について説明をお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

お答えいたします。

施工能力別に請け負うことができる金額は、入札参加者の資格に関する規則で、工事の種

類別に金額を定めているところでございます。

御質問の土木工事一式では、特A、A級は2,500万円以上、B級は800万円以上3,000万円未満、C級は1,200万円未満、級外は600万円未満の工事ということで規定をしております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今説明を受けましたけれども、そこで、私が今、ここに持っている資料の中で、年間のC級7社の金額状況を見てみますと、請負額の低い順に申し上げますと、A社が699万5,100円、B社が1,027万50円、C社が1,138万円、後、省略します。D社が1,296万円、E社が1,329万円、F社が1,390万円となっておりますけれども、差について、今、私は6つ申し上げましたが、その6社の差を見てみますと、一番多いF社で1,390万円、そして、一番低いのが699万円、そこで約691万円ぐらいの差が生じています。最高額のFから、一番低いのを外して2番目に低いとの差を見てでも360万円の差があると。それで、工事が附属工事とか、追加工事とか、災害応急工事ほか、工事の性質上やむを得ないと認めたとしても、1年間の金額は大差があってはいけないと。しかし、基準での請負額のうちにはおさまっておりますが、余りにも差があるように感じます。

そこで、格差が生じている原因について説明を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

土木工事一式、今、C級の中で差が生じているんじゃないかなということでございます。

まず、平成19年度の土木工事一式の業者指名件数で、その平均でございますけれども、C級では13.3回と、それぞれの指名を見てみますと、地域別の要件で若干ばらつきがあるところもありますが、平均した回数で指名は行っているというふうに理解をしております。

そういう中で、請負額に差が生じているということは、業者間の競争、企業努力の結果であるというふうな理解をしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、業者間の競争の結果、企業努力の結果とお答えいただきましたけれども、企業努力とはどのように解釈していいのか、説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

この土木工事、すべてでございますけれども、指名競争入札ということで行っておりますので、落札に対する努力ということでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

わかりました。

それでは、同じく級外についてもお尋ねしていきたいと思えます。

その級外にも、私は級外の落札者の会社の中から9社を比較してみました。級外で一番少ない方が年間202万6,500円、B社が527万1,000円、これは低い順です。C社が689万8,500円と。それでは、高い順は、2番目がH社で1,210万5,450円、一番高い請負金額はI社で2,210万4,600円となっております。ここでも、一番低いA社の202万6,500円は除いたとしても、2番目に低いB社の527万1,000円と、一番高いI社の2,210万4,600円の差を見れば、1,683万6,000円の歴然とした差が生じていると。その原因と、これもC級と同じく、その原因はどこにあるか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

お答えいたします。

基本的には、先ほど答弁させていただきましたC級の場合と同じでございます。特に、C業者、級外業者につきましては、地域的な部分も考慮しながら指名をするということもございます。

そして、もう1つ、このC級、級外業者につきましては、表現はちょっとおかしいかもわかりませんが、経営規模が小さくて、現場員の数も少ない企業が多いということで、現場代理人の配置に苦慮されている状況でございます。そういうことで、複数の工事を受注するためには、現場代理人を兼ねて施工する必要があるというような状況下にあるというふうに理解をしております。

特に、災害復旧など、小規模で複数の工事を請け負う機会の多いC級、級外業者の利便性というものを確保するため、施工現場に近接する地元の業者を優先して指名するというようなことも配慮しながら指名をしているところでございまして、特に、施工場所が、特に災害箇所等でございますけれども、1地域に集中した場合は、その地域の業者が多く指名されるというようなことも、その年々によっては生じてきているわけでございまして、そういう中で、あとは先ほど申しましたように、業者間の競争、企業努力の結果であるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、地域別とか、企業の大きさ、災害復旧、地元優先と、あるいは大規模工事の減少というようなことが原因であると答弁されました。

この入札について最後の質問ですが、今先ほど原因は説明を受けましたけれども、私が見た目では、C級の方よりも級外が余計とおられると。それで、特A、A、B、C、級外とあるというようなことで、今、内容の説明を受けましたが、一般的に考えれば、級外よりもC級、C級よりもB級というのが年間工事は多くなるのではなかろうかと、私の単純な考えですけども、そのように思うんですが、その辺についての見解はどのようになっておりますか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

発注件数につきましては、やはり、級ごとの施工金額を決めておりますので、どうしても大型の工事というのは発注件数が少ないというふうになります。しかし、請負金額別でいきますと、A級、それから特A級の請負金額が45.2%、それから、B級の請負金額が全体の35.3%、それから、C級が全体の10.5%、級外が8.9%というふうに、請負金額では特A、Aの順から、B、C、級外というような順序になっております。

施工金額の差は、そういうふうに大きな企業からの順というふうになっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

ありがとうございます。

それで、だれが見ても、だれから言われてでも、厳正、公平、公正であることを証明できるように、規則の見直しでもしてもらいたいというふうな考えを持っております。

入札制度については、ここでとどめまして、次の職員の処遇についてお尋ねをいたします。

市民病院の職員の処遇についてです。今後及び22年の2月1日以降について、質問をさせていただきます。

20年7月28日に、武雄市立武雄市民病院の移譲に関する基本協定書が市長と池友会との間で締結されました。基本協定の第6条に、市民病院職員の採用として、「池友会は、引き続き勤務を希望する職員について、全員を採用しなければならない。」となっておりますが、全員採用の契約の内容、内訳、条件について、市長は池友会に対してどのようなお考えを示

されるのか、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

22年2月1日以降の職員の処遇について、お尋ねがございました。

この件については、非常に大切なことだというふうに思っております。事務的には、今、池友会から、こういった条件でということで包括的に私どもの事務方のほうに話が来ており、そして、これはさきの議会でも御答弁申し上げましたけれども、看護師さんを中心に、こういった勤務形態を希望するかということの聞き取り等をきめ細かく、今行っているところであります。（211ページで訂正）

いずれにしても、今そういう状態でありますので、私どもといたしましては、まず方針はきちんと、そういう協定を守っていただくというのが一番大切なこととあります。その上で、これは個々の皆さんたちの処遇に係ることとありますので、具体的なことに関しては、特に看護師の皆さんたちの処遇ということについては、私自身も池友会にきちんと物を申したいこと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、私の一般質問の基本的なところを市長は答弁していただきましたけれども、ここで、職員の処遇からちょっと違った方向より質問をさせていただきたいと思っております。そして、最後にもう一度、核心の職員の処遇について戻って質問させていただきたいと思っております。

ことしの5月20日に民間移譲方針を発表され、5月30日の臨時議会で民間移譲が可決されました。その後、現在、いろいろな方向から情報が飛び交っております。1つの新聞の記事を紹介しますと、これを一々読めば長くなりますので、大きな見出しだけを紹介いたしますと、「武雄市民病院現地説明会に2業者、別の業者も自主見学」、これは池友会と敬愛会のことだと私は思います。そして、また同じく武雄市民病院問題で「市長が説明不足陳謝、医師会は選考協力拒否」、そして「再議論すべき」と。そして、これは市長だと思いますが、「武雄市民病院民間移譲、樋渡市長に聞く、赤字市政運営に影響大」と。また、「2法人公開説明会、選考委に計画提出、市長に公開質問状」、それから、「武雄市民病院移譲で応募2法人とも移転新設、交通利便性求め、医師確保策など提案」「民営化ありきに戸惑いも、市民、安心安全守って」、そして、「医師不足、赤字経営、公立病院再編へ、検討会が初会合」これは大きな見出しですね。それから、「最終答申来週以降に、移譲先検討委見直し」。このように、私は新聞記事を切り抜いております。まだいっぱいありますが、ここでは省略をさせていただきますけれども。

市は、8月1日より池友会から医師2名の派遣、8月11日は5名の医師派遣で、救急医療再開と聞いております。そこで、8月1日の2人の医師派遣は、何月何日に辞令交付をされたか、また、何月何日が辞令交付日になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

その前に、先ほどの処遇の話でございますけれども、すみませんが、ちょっと修正をさせていただきますと思います。

基本的には、先ほど私は方針を述べておまして、まず、大枠、池友会からこういう条件でということがあって、その後、今、私は個々の看護師さんに行っているというふうに言いましたけれども、それは今後のことであります。これは、謹んで訂正をしたいと、このように思っております。

その上で、先ほどの、いつ辞令交付日かということにつきましては、7月28日でございます。

以上でございます。――すみません。8月1日付で、7月28日に辞令を交付しております。よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

辞令交付日が7月28日ですね。辞令交付が7月28日、辞令交付日も一緒ですね。辞令交付をされた日、8月1日に2名の医者にですね……。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

すみません、私の説明が悪くて。

7月28日に辞令を交付しました。その文面に、私の名前のところ8月1日付ということを書いておりますので、7月28日に実際に辞令を交付して、8月1日から医療統括監ですよということで辞令を交付したところあります。よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

その辞令内容交付が8月1日からですね。

そのようになっておれば、ちょっとここですね。8月1日から2人の医師の方は業務に

つかれるわけですね。そこで、私が耳にしたことは、基本協定書が交わされた7月28日の次の日、29日の日に、派遣された契約医師が職員に対し、指導、注意をされているとのこと。その夜に、携帯電話でしたけれども、正職員ではない方ですが、泣きながら、職員の方がひどく注意をされてかわいそうですというようなことがあったんです。

そこで、私が思うのは、今、市長は8月1日の日からの辞令交付を渡されたというのに、8月1日前に、単なる医師の方がそういうふうな指導監督ができるのかというようなことを私は疑うわけです。その辺について、説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは、二通りに分けて御答弁申し上げたいと思います。

1つ目は、医療統括監としての指揮命令は、議員と私、これは意見を同じくしていると思いますけれども、8月1日からということになります。じゃあ、その上で、私はつまびらかに、そういったことは承知しておりませんが、それが事実であったとするならば、私は、それは当該医療従事者、蒲池統括監だと思いますけれども、その方の熱意のあらわれだというふうに私は思っております。やはり、命にも一刻の猶予もない、一日も早く、私に対しても早く辞令を交付してくれということは再三おっしゃっておられました。そういった意味から、それは熱意のあらわれだというふうに、私は解釈をしております。

だから、今、もし、小柳議員がそういう電話を受けられたということは、私もそれは重く受けとめたいと思います。ですので、今、どういう状況かというのをまたさらにお尋ねいただければありがたいと思っております。少なくとも、今は物すごく、やっぱりよくなったと、皆さんの目をぜひ見てほしいというふうに思っております。

そういう意味では、これは私も申しわけないとは思っておりますけれども、それはぜひ、熱意のあらわれということで御理解をしていただきたいと。それは、市民病院をよくする、よくしたい、一刻でも早くよくしたいという気持ちのあらわれだというふうに、私は理解をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、市長から、熱意のあらわれと、こうおっしゃいましたが、それはそれで、そのように解釈をされておりますが、私から言わせれば、勇み足ではないかと。なぜならば、8月1日からという辞令交付を市長が出されておるにもかかわらず、その前に、熱意のあらわれでもようございませぬけれども、そこで8月1日までのうちには、やはり普通の方ではなかったか

など、私は思う。だから、それは熱意のあらわれということでございますけれども。

それでは、統括監に蒲池氏、そして、正久氏を救急救命部長に新設されました。その理由と、その役割、なぜ新設までしなくてはいけなかったかということについて、お尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

御答弁を申し上げます。

まず、医療統括監についてでございますけれども、これは、基本的には、市民病院の再建、立て直し、そして、救急告示病院としてふさわしい病院にさせていただくための指揮命令の最高責任者と、医療面では現場の最高責任者ということの職務を負っていただくと。主には、平たく言えば、私からお願い申し上げたのは、市民病院の中、特に今までの患者様に対する対応であるとか、あるいは、お医者さんたちが本当にふさわしい医療をしていただくように、それは池友会、蒲池統括監の深い見識に、ぜひ指導してほしいということで、それは私もお願いをし、そして、それが今効果が出ているというふうに認識をしております。

それと、救急救命部長でありますけれども、やはり私は、これは見解の相違はあるかもしれませんが、やはり、市民が何を望むか、これは黒岩委員長の特別委員会から早く救急を再開してほしいと、イの一番に救急を再開してほしいということの趣旨を受けて、これは議会の総意だというふうに私は理解をしましたので、まず議会の総意を受けて、救急救命部長というポストを新設したところであります。

いずれにしても、議会、そして市民、とりわけ社会的、肉体的に弱い患者の皆さんたちが何をまず望むかということ、まずそこで土俵をつくった上で、私は、次のステップに移行できるような体制をまず作りたかった。これが任命権者としての私の意向であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

なぜ、統括監と救急救命部長を、このようなものをつくられたかということについては、それについて、ちょっと私は疑問があるんですけども、私が7月31日に企画課に、統括監としての職務、責務について教えてくださいと、統括監とはどういうことかわからなかったものだから、私は電話で尋ねたんですよ。そこで、事務方は、市長の決裁を受けないとお渡しすることができないと。市長の決裁。もちろんですね。しかし、決裁を受けないといけないということは、もうそこでは規約はでき上がっていたわけですね。決裁を受けなくてはいけないと事務方がおっしゃったということは、ああ、もう統括監として規約が作成されていたんだなど、私は判断したわけです。

その後、翌日、同僚議員、先輩議員と申しますか、その方が私の目の前で同じようなこと

を事務方にお尋ねされたんです。私の目の前で。そんならね、作成中と言うんです、事務方が。私には、市長の決裁を受けなくてはいけない。翌日の8月1日に事務方は、作成中と。ああ、でけとらんたいえと。私には、でけたごと言うとして。というのは、統括監とか救急救命部長をするには、その規約をつくってから、市長が統括監、あるいは救急救命部長に任命しますと、私はこう思うんです。私のときには、規約は市長の決裁を受けないと渡すことができませんと、翌日は作成中と。今回の私の質問の中でも、これが一番の問題なんですよ。ね。

普通ならば、一般の会社とか、例えば、市の採用試験においてでも、規約に基づいて採用し、規約に基づいて会社運営ができると、規約が先だと私は思うんです。私のときまでは、市長の決裁だからいいんですよ。しかし、翌日の今作成中ですよということに、私はひっかかったんです。

じゃあ、統括監と指名をしてから規約をつくってもいいのかと、ここでも私はクエッションを持つわけですよ。何事においても、最初の地盤として規約をつくった後に市長は、あなたを統括監として任命しますと、そして、市民病院を救急医療について立て直してくださいと、これが私は筋道ではないかと、市長、思うんです。それについて答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

御答弁申し上げます。

まず、小柳議員が7月31日に、これは企画部だと思いますけれども、言われたときに、市長の決裁待ちだということについては、それはそのとおりでございます。次、同僚先輩議員がどなたを指されているかわかりませんが、その方が、これも企画部だと思いますけれども、話をして、作成中だと、これは我々からすると同じ意味なんですよ。

と申し上げますのも、案としてはあります、もちろん。決裁は、私が起案をみて、私がサインをする、全部するわけじゃありません。行政は、担当官が起案をして、原案をつくって、それで徐々に上に上がっていきます。最終的な決裁権者は、専決がない限り私になります。したがって、私がサインをするまでは、それは決裁待ちであるし、作成中だということについては、それは行政的な言葉で言うと、それは同じ言葉なんですよ。だから、それは、私どもの言い方が多少悪かったかもしれませんが、考え方は一緒だということはずい御理解をさせていただきたいと思います。

その上で、規約を改正した上で任命ということでもありますけれども、これは過去の事例もありますけれども、基本的に、これはスケジュールの問題があります。出すほうと出されるほうの関係、そしてもう1つが、これは8月1日付で規約というのを施行期日の規則改正を

行っておりますので、そういう意味からして、それは許容の範囲内だというふうに私は思っております。これがもし仮に、私が任命をして、その規約改正が、例えば、一月後とか、施行期日が2週間後といったら、それは問題になると思いますけれども、二、三日のずれというのは、それは日程の調整の都合があります。そういうことで、これもぜひ御理解をしていただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

私は、やはり協定書を結ぶ前に、先をしっかりと読んで協定書をして、そして任命をし、そして運営に当たるのが手順ではないかなと。しかし、今説明のあったような事例もあるんだなというようなことで。

そこで、8月1日の医師2名の派遣は、診療に当たる医師ではなかったのではないかと、診療に当たっていないのではないかとというようなことを思うわけです。

そこで、蒲池統括監と正久救急救命部長は、8月1日、任命を受けた日から8月10日までの間に、市民病院にいられて診察をされたか。答弁をお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

**○伊藤市民病院事務長〔登壇〕**

小柳議員の御質問にお答えします。

先ほど市長が説明しましたとおりで、統括監につきましては、まずもって経営、並びに運営というのを見ていただく関係で、10日間だけじゃなくて、今もってですけれども、基本的には外来診療は行わないことにしております。

また、正久部長につきましては、行橋の院長を務められておりました関係で、8月1日の辞令交付をいたしましたけれども、着任は9月1日ということで、御質問の期間については外来診療については行ってはおりません。

〔30番「議長、議事進行」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

30番谷口議員

**○30番（谷口攝久君）**

ちょっと、今の答弁の中で、議会としてきちんと聞いておかんといかん問題があるような気がします。

例えば、議事進行で、議長に対しまして取り計らいについてお願いしたいんですけれども、今の市長の答弁、小柳議員の質問の中でですね。いわゆる任命するための根拠になる規則と

か、そういうものがまだできないうちに任命するというので、よくあることだとおっしゃいましたが、それじゃ、人を採用してから、この人に合うような規則をつくるとかということとはできるんですかね。そういう印象しか受けんのですよ。非常に、答弁について、ちょっと気になるものですから、そういうことを発言されたことについて、議会としてはそれでいいわけですかね。そういうふうなことについて、議長の取り計らいをお願いいたします。

私も現実には、あえて先輩議員とおっしゃったからですけども、私も、小柳議員が気になっておるものですから、私は聞いたんです、市役所に。そしたら、いや、まだそれは準備中、できていないということをおっしゃったんですよ。そういう経過がありますので、小柳議員に大変失礼ですが、どうも気になってどうしようもないものですから、その市長の発言が今後影響なければいいですけども、そこらについてお取り計らいをお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

30番谷口議員の、今議事進行については、議事進行の発言には、ちょっと当てはまらないんじゃないかなど。（発言する者あり）

議事進行とは、何回も私は申してきております。議事進行の発言とは、議員が議長に対し、差し迫った議事の進行上の問題について、賛成者や発言通告書の提出を必要としないで要望や注意を述べるものを言います。議長に対する発言ということですが、したがって、長や他の議員に対する質問であってはなりません。

〔30番「議長に言っているんです、議事進行は……」〕（「議長の判断でしょう。執行権を逸脱……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	9時39分
再	開	9時40分

**○議長（杉原豊喜君）**

休憩前に引き続き再開をいたします。

議事進行の発言は、議長に対する要望等でございます。他の議員の発言中に申し出があっても許可すべきではないと、会議規則の中になっておりますので、ただいまの議事進行については、後ほどお伺いしたいと思います。

14番議員、質問を続けてください。14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

今、事務長の答弁では、2人とも業務には携わっていないと――正久さんね。正久さんは来られたんですか。

そこで、今、8月1日から8月10日までの2人のことをお尋ねしました。今度は、8月11日から9月5日までの間のお2人の業務内容について、ちょっと説明をお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

統括監につきましては、先ほども御説明しましたとおりで、10日までということではなくて、今もって運営のほうを主に行っておりますので、外来診療については行っていません。

それと、正久部長につきましては、8月の下旬だったと思いますけれども、来院していただきまして、救急対応をするということで、1つの診療科をもって外来をするのではなくて、時間内のウオークインの患者について即座に対応できる体制をしくということで、表向きは外来診療を行っていませんが、そういう救急対応については取り組んでいただいております。また、9月1日からは週4日を基本としまして、同じ対応で、1回の当直と救急対応としての外来診療を行っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私たちには、8月1日から医師2名というふうなことで、これは各議員も最初から統括監が来るとか、救急救命部長が来るとは思っておられなかったんじゃないかと私は思うわけです。ただ、私たちに事務局からファクスが7月28日12時30分に送られてきたときには、医師2名と。そうしておって、その日の夕方6時30分に2回目のファクスが流れてきて、初めてここで統括監と救急救命部長を新設したとの報告であったわけですね。

だから、私たちに、今までの5月30日からずっとして、8月1日に医師の2名、8月11日に医師5名というようなことの認識を持っていたわけですよ、私はね。統括監を最初から呼ぶとか、救急救命部長を救急救命の立て直しのために呼ぶというような認識は、私は持っていなかったんです。お医者さんが来て、ただ治療に当たられるんじゃないかなというふうな考えを持っていたんです。

そういうことで、今、説明を受けましたけれども、私はそのように感じたんですね。

それで、医師2名の派遣と市長が最初言われましたので、今、統括監とか、救急救命部長はわかりましたけれども、それで、2名の派遣というふうなことについて、やっぱり診療業務に専任されて初めて、私は医師2名と、これは私ですよ。私の考えなんです。と思っていたわけでございます。

それから、次に、チラシの件についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、チラシの件は、初日のときに23番議員に詳しく説明がありましたので、と思っておりますが、ここで、このチラシの2枚目の、第2弾として8月16日から22日の新体制にてスタートをと掲げてあります。2枚目ですね。裏面に目をやると、8月11日から15日までの医師の名前、2枚目は8月16日から8月22日までの7名の医師の名前。この表を見ると、当直医が日がわりになっているように思うわけです。

そこで、8月11日からの5名の医師は、市長は辞令交付をされておられると思います。8月1日に2名の医師と、それから、8月11日からの5名。来られた方が7名で、医療にスタートと。8月11日から5名の医者が来られていると思うけれども、私は、その5名のお医者さんの名前は知りませんのでですね。（発言する者あり）名前を知らないで、5名の方はだれなのかを、ちょっと教えてもらいたいと。

それから、ここに8月22日までの当直医は書いてあるわけですね。その後がないんですね。23日からがないんですね、現在までがね。（発言する者あり）あるばってん、見とらんけんね。だから、その辺は、こがんとばごっといごっとい出してもよかかにゃと、いや、出さんでもよかたいと、おれは思うばってんね。

まず、8月11日の5名の医師、お医者さんね。それと、今度は22日以降の日がわりの当直医についてお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

8月11日に辞令交付しました医師については、整形外科の藤井医師、それから、脳外科の玉置医師、それから、内科で蒲池医師、それと、一応辞令を出した関係で言いますと、脳外科の一ノ瀬医師、それから、外科の田原医師というのを2人出しましたけれども、その後、この2名については向こうの病院の都合でちょっと来られないということもありましたので、中村、竹中という医師2名の辞令を出したところでございます。

それと、8月22日以降の分についてはどうしたかということでございますけれども、ケーブルワンのチャンネルに市役所の掲示板があります。あそこで22日以降、今もってずっと更新をしながらお知らせをしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

8月11日からは、藤井先生、玉置先生ですか、蒲池先生、竹中先生、中村先生が見えておられるということですね。それで救急車の受け入れと、そして救急医療の再開をされていると、このように解釈をいたします。

そこで、池友会から、そのほかに事務方2名、看護師が随時応援に来ておられると、そして業務を行っておられると聞いておりますが、それが本当なのか。私は、医師2名と、医師5名と、そして、これを見て、当直医が日がわりにかわるんだなというふうに解釈をしておりますけれども、ここで、医師以外に事務方が2名と、そして看護師の方が随時来ておられるということを耳にしたわけです。これも、今、公務員法である以上は、普通ならば事務方は公務員の方が今行って事務をとっておられると思います。看護師さんに対しては、採用

試験及び面接試験等を終えて、公務員法に基づいた業務をされておるとは思いますが、そしてまた、私たちはその事務方が2名来ておられるとか、看護師が随時来ておられることも何も知らなかったわけです。

そういうことで、これは、事務の方の2名と看護師が随時来ておられる、どのような条件がついているか、私はわかりません。だから、質問をしておりますけれども、これは、最終的には市長に来るだろうと思いますが、だれの権限で行われたかということ、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

だれの権限かということに関しては、最終的に私の権限であります。

詳細は、伊藤事務長より答弁をさせます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、辞令を出した部分について御説明をします。

放射線科の技士が1名、それから、臨床検査技士が1名、理学療法士を2名、それから事務職を2名、これについては嘱託職員ということで採用をしております。それとあわせて、先ほど小柳議員の御質問のとおりで、看護師については日が変わりで応援ということで、当直、並びに外来、当初はそうでありましたけれども、今はICUの部分について、看護部門が経験がないということでございましたので、そういう部分を含めて池友会のほうから指導に来ていただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

看護師さんは応援というようなことで聞きましたけれども、ここで、嘱託で来ておられるとか、日々雇用であるとか、こういうものについては、やはり、報酬といいますか、給与といいますか、お金のことがかかわると思います。これは私、通告しておりませんので、給与保障については質問はいたしません。

その次に、8月29日に医師2名の方が辞職、停職を統括監へ提出された。されたならば、ここですね、言葉の問題だと思うけれども、2名の医師には8月29日に辞職、停職をされたんです。そして、2名の医師に、今月中でなくても年休をとって早うやめろと。市長が言うたわけじゃなかいですよ。市長はそういうこと言われませんか。やる気のない医師はすぐにでもやめてもらいたい。それはそうです。やる気のなか人はやめるとが当然でしょう。

しかし、その後。腐ったリンゴのそばにいと、きれいなリンゴが腐ってしまうと。これは、いい名言だと思います。そしてまた、時々ですね、自分の都合に合わせて職員と面接をし、おまえたちは税金泥棒と、反逆者はどうなるか、倉庫みたいなところに立たせるぞと。小学校の先生のごたる。まだまだいろいろな言葉を発しておられることを、こういう言葉を発しておられることを市長は知っていたかと。知らなかったんでしょうね。市長は、知ったならば、すぐにも注意すべきだと思います。

それから、私たちには市長は統括監ということで紹介をしておられます。しかし、職員、医師に、統括監のことを会長と呼べと。会長と呼びますじゃなかですよ。会長と呼べと言われたと。市長は、会長として採用したのか、統括監として呼んだのか。ちょっとお願いします。

### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

### ○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと私が知っていることをお答えしたいと思います。

まず、公務員のことに関してなんですが、基本的に、仕事をしなければ税金泥棒だということであります。仕事をして、いい公僕になってくれということをつけ加えて、私の前等ではおっしゃっています。すなわち、蒲池さんも初めて公務員の世界に入ってきたわけですね。物すごく、やっぱり戸惑いもあるわけです。公務員はいいところと悪いところというのは、これは民間でもそうですけれども、あると思います。そういう面を、今まで医療に民間従事者として携わっていた分、医療をサービスという点からして足らざる部分ということについては改めるべしという言葉で、そういった言葉を発せられたというふうに私は理解をしております。

その言葉を発した後に、きちんとフォローもされております。ですので、その部分だけをとれば、確かに問題かもしれませんが、もしそうじゃなかったら、今、武雄市民病院の看護師は総引き揚げやっているといます。それは、今、本当、生き生き仕事をしているわけですね。私も、ほとんど連日行っておりますが、本当に、最初は蒲池会長は怖かったと、統括監怖かったと、しかし、今はやっとな統括監が言っていることが私たちにもわかってきましたという看護師の皆さんたちもいらっしゃいます。それとともに、統括監も誤解していた部分があったということもおっしゃっています。人と人の出会いのときは、まず摩擦はあると思います。しかし、それがだんだん市民医療をよくしていこう、頑張っていこうということで、大分、少なくともこれは病院開設者から見ると、いい方向にすり寄ってきているというふうに認識をしております。そういう意味で、看護師さんたちについては、私はそのように感じております。

それと、医師2名の件に関しては、そういったことをおっしゃったというのは、私は知り

ませんでしたけれども、ただ、方針として私が聞いたのは、もうやめるお医者さんがいたときには、基本的に、蒲池統括監の意向としては、それは引き継ぎをきちんとしてほしいと。それは話されています。だから、勤務医として患者さんに応対をすること、それは患者さんは何回も来られます。したがって、それよりは、引き継ぐドクターに引き継ぎをしてほしいと、文書をもって引き継ぎをしてほしいということを私には言われておりましたし、そういう指示がなされたというふうに聞いております。

それと、会長という呼称で呼べといったことについては、それは私は承知をしておりません。会長として呼んだのか、統括監として呼んだのかといったことについては、本当に患者さんのためにということを常々標榜されております。そういう意味で、私は、これは私の考えですけれども、最初、この市民病院を再建するに当たっては、実質的な権限を持っている人、そして、これを立て直すやる気、情熱、そして本当に根気がある人、そして、コミュニケーションをきちんをとれる人、そういった方に私は来てほしいと思いましたので、仲介はよくそれにこたえてくれたと。だから、会長として呼んだのかどうかということを最後に問われれば、私は蒲池真澄個人を、そういった意味で呼んだということでもあります。あわせて、医師免許も持っておりますので、私ではできないこと、それをやってもらおうということで招聘した、これが私の率直な意見であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

**○伊藤市民病院事務長〔登壇〕**

まずもって、統括監の呼び方でございますけれども、来られる時点におきまして、和白病院のほうでどういうふうに呼ばれていますかというのを私のほうからお尋ねをしました。そして、御本人に一応、医療統括監という言葉が長いものですから、どういう呼び方をしていますかというお伺いをしたところです。和白ほか池友会全体が会長という職はございませんが、会長という名で呼んでいるということを聞いていましたので、私のほうから、呼び名としては会長という言葉でいいですかということで本人の御了解をいただいて、それを命令をしたつもりはございません。呼び名としては会長で結構だというふうに言われましたということで、下のほうにもそういうふうにお知らせをしておいてくださいということで言ったところであります。

それと、先ほどの公僕含めていろいろな、統括監がヒアリングをされる際については、私は原則的には同席をいたします。部分的なもので小柳議員が言われましたけれども、この背景というのは、看護部のほうから、先ほど市長が申しましたとおり、いろいろ誤解があると、その誤解を解いていただきたいという申し入れがなされました。

その結果、昨年12月のアンケートをすべてお見せして、そして、病院内の気持ちがばらばらであったらいかんということを含めて、各部門、すべての部門、これは看護部だけではご

ざいませぬ。私ら事務も含めて全部が呼ばれまして、たしか、その背景でいきますと、看護師6名、それから医療スタッフを1ないし2、それから事務を1という配分でずっと中に呼ばれまして、みんなの気持ちをどうしたら一つにできるかという1つのあらわれとして、皆さん方は公僕ですと、要は公務員として何をなすべきかというのを話されて、そして、市民の医療のために一つの心で頑張ろうという気持ちをあらわしていただきましたし、当然、先ほど市長お答えしましたとおり、フォローも含めて、大分、統括監としては気を使っていたというふうに私は理解をしております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

市長の答弁では、引き継ぎのためというようなことがありましたが、8月29日において、9月中で退職をさせてくださいと、1カ月間の期間はあるわけですよね。だから、その期間を引き継ぎの時間に当てはめてもいいんじゃないかと思うけれども、すぐやめろというようなことに、ちょっと私は疑問を持ったわけでございます。そうしておって、今、伊藤事務長がおっしゃいましたことも、私はさっぱりわからんやっぱってんですね。

そこで、2人の方がおやめになられたならば、内科医の専門医が市民病院にいなくなるんじゃないかと思うわけですよ。その辺はどのような――内科医はおられるんですか。おられますね。じゃあ、取り消します。

それと、もう1つ、ちょっとお尋ねしますけれども、今、市民病院では顧問制度を導入されようとしておられるのではないかと私は思うわけですね。この顧問にだれがなられるのか、私はわからないけれども、この顧問制度の導入は必要なのか、そして、顧問になられた方はどのような責任があるかということについて、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まだ正式には起案も何もしておりませぬ。院内議論の中で顧問制度については議論をいたしますし、一度朝礼の折にそういう方向性については職員の皆さんにお知らせをしました。

内容については、先ほどの医師2名の退職に伴いまして、そのカバーを樋高院長がやるということで、従来の2日の外来診療を週5日間すべて外来診療に私が出ますということで院長が決意をいただきました。今日まで佐大との関係等々については、樋高院長を中心としてやってきましたけれども、そこの部分も含めて業務をおろそかにしたらだめだろうということで、ちょうど池友会のほうに、佐大の教授を退職されて、やめられた方、並びに副学長まで務めてやめられた方、そういう適任者がおられますので、佐大との調整を含めて、その部分を院長先生の仕事を軽くして、そして、医療に当たっていただくという意味で顧問制

度をしいたらどうかという議論を行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

市長としてはどう思うかということでありましたので、これは私からお答えしたいと思います。

先ほど、事務的には、伊藤事務長が申し上げたとおりであります。私としても、佐賀大学の医学部、そして池友会、そして市民病院の、この三角関係を取り持つ仲として、顧問として、私自身は、まだ決裁はもちろんしておりませんが、ぜひ招聘をしたいなど、このように考えております。

いずれにしても、我々はその職制をつくる時、あるいは廃止するときというのは、患者様のため、市民のためであります。そういったことで、それが資するというのであれば、私はちゅうちょなく行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

14番小柳議員

**○14番（小柳義和君）〔登壇〕**

今、私は、市長初め執行部の方にいろいろと問いただしてきましたけれども、その質問内容を私なりに思うことは、今現在、公務員法に基づいた武雄市民病院の運営でなく、池友会方式の運営で、22年の2月1日に向かった基礎づくりに私は見えるんです。土台づくりにしか見えません。

私は、22年1月31日までは、公務員法に基づいた市民病院であるべきであると考えます。そのようなことを胸の中に思い、そこで全職員の採用については心配するのです。22年2月1日、採用はされたが、移譲後、いろいろな条件をつけられ、こういうことはないと思いますが、すぐ解雇されるのではないか。あるいは、職員に不都合な異動、配置がえをされるのではないか。また、自主退職を強要されるのではないか。また、22年1月31日までに過酷な業務スケジュールによる依頼退職者続出が心配されるわけでございます。

そこで、武雄市民病院移譲先選考結果について、答申ですけれども、信友委員長は、武雄市の責務として、武雄市と移譲先の移譲契約の中に10年以上の病院経営の継続を盛り込むこととなっていると。市長は、職員の身分保障と勤務状態、勤務状態には過酷な勤務スケジュール等も入ると思います。細かいところにも気を使ってもらいたいです。そこで、職員採用の内容条件については、一番最初にも説明を受けましたけれども、どのような契約をされるつもりか、もう一度お考えを示していただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、のれんの話が出ました。基本的に、私としては、22年2月以降は池友会に民間移譲というのは決しておりますので、議会に御議決もいただいております。その上で、私はこのように考えております。私は、だれが評価をするのかということでもあります。すなわち、それは、市民、そして患者様がどう思うかということでもあります。

まだ、救急が再開して一月強にしかありませんけれども、「市民病院ニュース」というのを発刊いたしました。この中に、アンケート結果として、職員の対応、サービスの評価ということで、大変よかったというのが70%あります。これは、109人のサンプルであります。そして、変わらないという方が28%、そして、悪くなった1%、その他1%であります。すなわち、98%の方が変わらなかった、プラス大変よくなったということでもありますので、私はこれを患者様の御感想、アンケートを聞いたときに、これはしっかりのれんは引き継いでいただけるということを、私は感じました。のれんを評価するのは、私どもではありません。あくまでも市民、患者の皆様がそののれんを評価するものだというふうに私は思っております。

その上で、私は、それを支えているのは、じゃあ、だれかということは、これはドクター、そして看護師の皆さんたちであります。今、本当に一生懸命やられています。その看護師の皆さんたちに報いるように、私は個々のことは、きちんと私も聞いていきたいと思っておりますし、それは池友会にきちんと投げかけていきたいと思っております。

いずれにしても、だれが支えているか、だれが評価するかということについては、細心の注意を配って、私も市政運営、そして、開設者としての病院運営に当たっていききたい、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私は、職員の内容について池友会に強く要望をいたしますと、このようにお答えをいただきましたかたんですけれども、私の思うような答弁ではございませんでした。

どうもありがとうございました。最後になります。市長は現在、朝、昼、夜と3回にわたって市民病院に行っておられると患者さんからお聞きしております。また、市議会議員の方も病院のほうへ足を運んでおられるとのこと。これもいまだ市民病院ですから、心配されておられるのかなと私は思っておるわけです。移譲になる前に、最高指揮官及び指導監督者として行ってもらっていたならば、このような民間移譲にはならなかったのではないかと私は考える次第です。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。